

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（70）

2017年4月15日号

小田中 聰樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（2016年3月の4回目です。今回も前回に続いて、Ⅲ「原発と核兵器」の続き及びⅣ「TPPと暮らし」を掲載します。）

Ⅲ 原発と核兵器（続き）

（17）東京電力福島第一原発事故から早や5年を迎えようとしている今こそ、その真相をつきとめ再発を防ぐための努力が科学者や市民が一体となって繰り広げられている。その一端を語った元日本原子力研究開発機構上級研究主席田辺文也先生の説明を要約して紹介する（赤旗3月10日）。

事故が起きた要因の一つとして、福島事故では、事故時運転操作手順書が蔑ろにされて参照されなかったことが事故を拡大させたとしていることを前提として、

①福島第一原発には当時、事故時の手順書として3種類のものがあった。①あらかじめ想定された異常事象や事故に対応するための「事象ベース手順書」、②起因事象（原因）が不明な場合にも原子炉の徴候（状態）に応じて対応を行う「徴候ベース手順書」、③さらに事故が拡大し炉心が損傷した際に参照する「シビアアクシデント手順書」の三つである。

②米国スリーマイル島原発事故当時は、「事象ベース手順書」に相当するものしかなかったこと。この事故では当初想定にない事象が起きたことで、運転員が事態を把握できずに誤った対応を行い、炉心溶融に至ったこと。

③起因事象を数え上げて手順書を整備しても、多重故障などを考えるとその数は膨大で数え落としの危険性があること。

④一方、制御室で得られる情報は、水位や圧力などの限られた徴候であること。

⑤そこで考えられたのが「徴候ベース手順書」であり、たとえ起因事象が不明でも徴候から対応を判断し、炉心損傷に至らないようにと考え出されたものであること。

⑥「シビアアクシデント手順書」は、事故が拡大し、「徴候ベース手順書」の適用範囲を超えた場合に参照されること。

⑦これらの手順書は「想定外」をできるだけ少なくするため導入されたこと、

⑧事故の進展に伴い、あらかじめ定められた導入条件に応じて手順書間の移行が行われること。

⑨（なぜ手順書が参照されなかったと考えたのかとの疑問に対し）福島第一原発事故では、炉心溶融まで時間があつた2、3号機まで炉心溶融した。なぜ的確な対応ができなかったのか、炉心溶融を回避するため参照されるべき「徴候ベース手順書」が参照されなかったと推測したこと、そして手順書が蔑ろにされていたことがみえてきたこと。

⑩（手順書を参照していれば事故の進展

は変わっていたかとの問いに) 一号機では進展が早く炉心溶融を防ぐのは難しかったと思うが、二、三号機では炉心溶融を回避できた可能性が高いこと、具体的には「徴候ベース手順書」に従って、原子炉を冷やす高圧注水系が動いているうちに、原子炉を減圧し、代替低圧注水系からの注水に切りかえることができたと考えられること。

⑪実際には、高圧注水の維持や格納容器圧力を下げるベントのため奔走するなど、戦略のない場当たりの対応で事故を深刻化させたこと。

⑫例えば三号機は、2011年3月12日朝に格納容器の圧力が高くなり「徴候ベース手順書」を参照すべき状態になり、12日午前11時13分に作業員が故障復帰ボタンを押したことでディーゼル駆動消火ポンプが自動起動し、対策を実施する条件が整い、原子炉減圧のために弁を動かすのに必要なバッテリーもこの時は枯渇していなかったと推定される。その後も「徴候ベース手順書」を参照するチャンスは幾度か訪れたが、生かされないまま13日午前8時ごろに炉心溶融に至り、さらに「シビアアクシデント手順書」も蔑ろにし、不必要なベントを繰り返し、放射能の放出を増大させた可能性もあること。

⑬なぜ参照されなかったかは、教育・訓練に欠陥があって「徴候ベース手順書」の役割と使い方が十分に理解されていなかったと思われること。

⑭福島第一原発事故の事態は、「想定内」だったこと。「原子炉水位不明」状態を含め炉心損傷を防ぐために「徴候ベース手順書」は整備されていたが、生かされなかったこと。

⑮福島第一原発事故には、人為的なミスを含め多くの未解明な問題が放置され、その検証を後回しにし、再稼働に進むことは許されないこと。

以上が田辺先生の説くところである。

⑯この説明から学ぶべき点は何か。

第一に、福島原発事故は、最小限に食い止めることができたことである(前述④⑤⑥⑦⑨⑩参照)。

第二に、原発事故が起きた場合、「場当たりの対応」は事故を拡大することである(前述⑪参照)。

第三に福島第一原発事故は、人為的なミスがつみ重なって発生したことである(⑫～⑮参照)。

(18) ①3月9日、大津地裁(山本善彦裁判長)は、関西電力高浜原発三・四号機の再稼働差止仮処分決定を出した。

この訴訟は、滋賀県の住民29人が再稼働差止仮処分を申請したものである。高浜原発三、四号機の差止決定は2015年4月の福井地裁に続き二件目であり、運転中の原発運転停止仮処分決定は初めてである。

そして関電は、3月10日に運転停止すると発表した。

② 決定理由の概略は次のようなものである。

①立証責任の所在 関電は安全性の根拠・資料を明らかにすべきこと。関電は原子力規制行政の変化にどう対応したかにつき、主張と証明を尽くすべきであり、原子力規制委が設置変更許可を与えた事実だけで主張や証明があったといえないこと、

②過酷事故 福島原発事故で災害は甚大で原発の危険性が具体化し、環境破壊の及ぶ範囲も我が国を超える可能性があり、単

に原発の効率性でもって甚大な災禍を引き換えにできないこと、

㊦福島事故の原因究明は進んでおらず、津波を主な原因として特定できたかも不明であり、原因究明の徹底が不可欠であるのに、この点に意を払わない関電や規制委の姿勢に非常に不安を覚えること、

㊧福島第一原発の安全性確保対策が不十分であったことは明らかであり、「想定を超える」災害だったとくり返された過ちに真摯に向き合うならば、危険性を見落とした可能性があるとの立場で、新規制基準を策定すべきこと、

㊨関電の主張や証明の程度では新規制基準や設置変更許可が、直ちに公共の安寧となると考えることをためらわざるを得ないこと、

㊩その他、使用済み燃料プールの防護・耐震性能、津波に対する安全性能、避難計画についても証明不十分な不備があること、

㊪最後に三号機は1月29日に再稼働し、四号機も2月26日に再稼働した。保全の必要性が認められる、

と判断したのである。

③ この決定の評価すべき点は、①運転中の原発の運転停止を命じた仮処分決定は初めてであること、②たとえ新規制基準に適合していると判断されたとしても、事故と被害が生じている現実から、原発の不備であることをとらわれない目で判断したこと、③そして初めて運転中原発の稼働停止の仮処分決定を下したこと、である。

正に司法＝ジャスティスが政治や経営の論理を打ち破ったのである。

(17) ①福島第一原発事故から5年間に損害賠償や除染、汚染水対策などで国民

が負担した額が、確定分だけで3兆4613億円を超えることが時事通信の調べで判明した(3月11日河北新報)。

それによると、国民負担の財源は、㊫電気料金への上乗せ、㊬事実上の国民資産である東電株の売却益やエネルギー特別会計からの支出、㊭政府の直接財政支出、に大別される。

② ところが電気事業連合会(電力会社でつくった)は、再び事故が起これば各社が原発事業を続けることが難しいと主張し、負担額に上限を設けるよう要求しているというのである。

原発運転差止の訴訟に取り組む只野靖弁護士は、“どうしても原発を継続したいなら福島第一原発事故並みの被害が発生することを想定して取り組むべきであり、…平時は原発で大きな儲けを出しながら、事故時は賠償義務を限定してもらう…虫の良すぎる話ではないか、と批判している(3月11日河北新報)。

正論だと思う。

(20)①3月11日、広島・長崎の被爆者67人が四国電力伊方原発の一、二号機の運転差し止めや、廃炉までの慰謝料の支払を求める訴えを広島地裁に提起した。

そのうち3人は、今春(2016年)以降の再稼働が見込まれる三号機の差し止め仮処分を申し立てた。

②訴えによれば、“伊方原発は南海トラフ巨大地震の震源域にあり、活断層からも数キロに位置し、地震や津波による被害が強く懸念され、事故が起これば放射性物質の拡散による被災や瀬戸内海の汚染は避けられない”と主張している(3月12日河北新報)。

(21) 東北電力女川原発（石巻市）の再稼働に反対する住民団体「女川原発 UPZ 住民の会」は、3月12日設立総会を開き、住民約100人が参加し、女川原発の30キロ圏内で緊急時防護区域（UPZ）に指定されている7市町のうち立地2市町を除く5市町と東北電力とが昨年（2015年）交わした安全協定の見直しを当面の目標に掲げ、最終的に原発のない社会の実現に向けて活動する方針を確認した（3月13日河北新報）。

(22) 3月12日、円山音楽堂（京都市）で「バイバイ原発3・12きょうと」が開かれ、210人が参加し、「高浜原発再稼働撤回」「関西電力原発やめろ」とデモ行進した（3月13日赤旗）。

同日、「フクシマを忘れない！さようなら原発ヒロシマ集会」が広島市内で開催され、中国5県から約1000人が参加し、「島根も上関（山口県）も伊方（愛媛県）もどこにも原発の建設を許さない」というアピールを採択した（3月13日赤旗）。

同日、「原発ゼロを永遠に 名古屋アクション」が開催され、市民700人以上が参加した（3月13日赤旗）。

同日「女川 UPZ 住民の会」が発足した。この会は、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町の住民が作った会である。

東北電力は、2015年に5市町と安全協定を結んだが、再稼働拒否権にあたる「原発設備変更の事前了解」の権限を与えなかった。そこで同会（住民の会）は、原発ゼロを目指し、当面は安全協定に「拒否権」を入れることを求めた。「脱原発をめざす県議の会」会長の佐々木功悦県議は、講演で、「拒否権を持つのは、原発立地自治体のみよい」とする県の姿勢を批判した（3月13日赤旗）。

3月11日、首相官邸前抗議（主催首都圏反原発連合）が国会正門前で東日本大震災で亡くなった方を追悼し、5野党の代表、福島県の被災者、学者、学生、文化人などがスピーチを行った（3月13日赤旗）。

3月13日、「原発事故から5年 フクシマを忘れない！さようなら原発北海道集会」が札幌市内で開かれ、全道各県から900人が参加し、主催者あいさつをした麻田信二氏は、“安全、安い、クリーンという原発推進のスローガンはすべて嘘とわかったのだから泊原発の再稼働を許してはならない”と述べた（3月14日赤旗）。

同日、福井県で「さよなら原発福井県集会2016 in 小浜～3・11メモリアルアクション 原発のない福井へ」が開催され、約600人が参加し、パレードを行った。

高浜原発三、四号機が運転差止めの仮処分決定が出たことについて、実行委の中葛哲演共同代表は、“動乱期に入っている地震列島で老朽化した原発の再稼働、延命を図り、新たな核のゴミを増やし、子孫に深刻なつけを残すことは許されない”と述べた（3月14日赤旗）。

また13日には、滋賀県大津市で「原発のない社会へ 2016 びわこ集会」が開かれ、1600人が参加し、「放射からびわ湖を守ろう」というアピールを採択し、その後パレードを行った。リレートークで高浜町の東山幸弘さんは、“今回の裁判ではっきりした。日本の原発は止める時代から、すべて廃炉にする時代に入った”と述べた（3月14日赤旗）。

同日、和歌山市で、北九州市で、同様の集会が開かれ、いずれも原発ゼロ、原発再稼働反対の集会やパレードを行った。（詳細は省

略する（3月14日赤旗）。

(23) 国内では唯一運転中の九州川内原発（鹿児島県）で事故が発生した場合、周辺住民の避難の判断基準となる放射線量を測定するモニタリングポスト計 92 台のうち 52 台が、即時避難の基準値を測定できないことが判明した（赤旗の取材により判明—赤旗 3月15日号）。

「ストップ再稼働！3・11 鹿児島集会実行委員会」は、“モニタリングの不備は、避難計画の根本が崩壊したことを意味している”として、設置した鹿児島県に抗議した（3月18日赤旗）。

同日、関西電力は、高浜原発三、四号機の運転差止決定（福井地裁）を不服として同地裁に保全異議を申し立て、同時に決定の効力を停止する執行停止も申し立てた。その申立ての中で、関電は、“地裁決定が関電の安全性についての説明が不十分とした点について、裁判所は根拠を示さず無視、あるいは理解していない”と反論した（3月15日赤旗）。

(24) 「柏崎刈羽原発の再稼働反対と廃炉を求める会」（新潟県内など原発に反対する 22 の市民団体が参加、賛同する市民団体）は、3月15日、県に約 6 万 3000 人の署名を提出し、要望した。

その要望書は、“30 キロの避難準備区域は妥当か、冬季や夏季の一酸化炭素中毒や熱中症、食糧確保での屋内退避の懸念、事故発生後の避難交通渋滞が反映されるか”などをただした上で、有効な避難計画策定のため、福島原発事故の汚染、被爆状況の徹底検証と県指針の撤回・見直しを求める、というものである（3月17日赤旗）。

(25) 3月18日、北陸電力は、志賀原発

一、二号機（石川県）でケーブルの敷設状態を調査したところ、一号機で不適切な敷設が新たに 4 本確認され、計 7 本になったと発表した（赤旗 3月19日）。

同日、「首都圏反原発連合」は、188 回目の首相官邸前で抗議を行った。高浜三、四号機の運転停止仮処分決定に逆らい原発再稼働を推進する安倍政権に対する抗議である（3月19日赤旗）。

(26) 原子力規制委から運営主体の交代を勧告された日本原子力研究開発機構・高速増殖炉「もんじゅ」（福井県）の設置取消しを求め、福井、兵庫、愛知、鳥取、岐阜、京都、大阪、滋賀など 12 府県の住民 105 人が規制委を相手に起こした訴訟の第一回口頭弁論が 3月23日東京地裁で開かれた。

意見陳述した原告の中蔦哲演氏（住職）は、“環境汚染の道を選ぶのか、生きとし生けるものと平和的に共存できる道を選ぶのか”と述べた（3月2日赤旗）。

(27) 2016年3月日から7日間、オランダのハーグ国際司法裁判所（IJC）で、1954年5月1日のビキニ核実験による被害者を抱えるマーシャル諸島共和国政府が核保有国を相手どって提起した裁判の口頭弁論が行われた。

提訴の大筋の理由は、“1970年に発効した核不拡散条約（NPT）で、核保有国は核軍備競争の停止と核兵器廃絶に向けて、誠実に交渉する義務があるのにこれを果たしてこなかったことは国際法違反である”というものである。提訴の相手国は、米英仏ロ中の核保有国 5ヶ国と、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮の合計 9ヶ国である。このうちインド、パキスタン、英国のみが相手国になった。その理由は、他の 6ヶ国

は IJC の強制管轄権を受諾していないからだ、というものであった。そこで相手国になったのは、インド、パキスタン、英国の3カ国のみとなった。

各国の対応は、概ね次のようなものであった（3月2日、4日赤旗）。

①インドは、核保有国の中で唯一、世界規模の核兵器廃絶を約束していると主張。

②パキスタンは、事前の準備書面による主張だけで代理人は出廷させなかった。

③英国は、核軍縮問題で確固とした実績があると主張した。

この主張に対し、マーシャル諸島のトニー・デブルム前外相は、“英国の主張をせんじつめれば、（非核保有国が核保有をしない約束をするのと引き換えに、核保有国が自国の核兵器の廃棄を約束する）との NPT の戦略的取引はただの幻だったということにいきつく”と述べて痛烈に批判したのである。

(28) 3月23日、原子力規制委は、東京電力福島第一原発と同じ沸騰型のモデルケースとして優先的に進めていた東電柏崎刈羽原発六、七号機の審査の在り方を見直す方針を決めた。審査は最終段階に入っていたが、東電の準備不足で審理は長期化する見通しだという。

これに伴い、女川原発二号機など同型4原発の設備・運用分野の新三要件会合を2016年4月に再開する方針を決めた（3月24日赤旗）。

(29)①3月23日、原子力規制委は、四国電力伊方原発3号機の工事計画書を認可した（3月24日河北新報）。6月に原子炉に燃料を装填し、7月に原子炉を起動し再稼働させるという。なお、前述したように伊方

原発については、広島、長崎の被爆者が3月11日運転差止めを求めて提訴し、また3号機についても差し止め仮処分を申し立てている中での再稼働である（3月24日河北新報）。

（なお、反原連の原発ゼロをめざすたたかいについては、3月25日赤旗に年表が掲載されているので参照して戴くことにする。）

② 四国電力は、3月25日、伊方原発一号機（愛媛県）を5月に廃炉にする方針を決め、経済産業省に届け出た。その理由は、対策工事費の負担が1700億円超となることを考慮して断念したというのである。つまり経営破綻を恐れて断念したのであり、住民の安全の考慮は二の次であった。三号機は7月に再稼働するという（以上3月26日赤旗）。（なお、老朽原発の状況については、同日赤旗掲載の一覧表を参照）。

(三) ①2016年3月における原発問題の特徴の第一は、原子炉廃止・撤廃の動きが、地底からの響きとなり、うなりとなって大衆的に大きな盛り上がりを見せたことが印象的であること。

第二の特徴は、にも拘らず、電力会社が経営重視の考えに囚われ、老朽化した原発を廃炉にすることを嫌ったことである。

第三に、高浜原発の例にみられるように、司法が原発の危険性を見抜き、被害住民に救済の手をさしのべる動きをみせたことである。

第四に、原発が未完成な技術であるどころか、悪魔の技術であることが白日のように明らかになったことである。

第五に、原子力に頼らないエネルギー政策を科学者と市民の手によって生み出す努力をすることである。

第六に、原発至上主義は、安倍内閣や財界の推進する戦争法＝日米軍事一体化政策と不可分一体のものであることを認識しな

IV TPP とくらし

(一) TPP と人民のくらし

①3月1日、「STOP TPP !! 官邸前アクション」が、市民団体の呼びかけで開かれた。このアピール行動は、環太平洋連携協定(TPP)の批准阻止を求めるものであった。

TPPは、安倍内閣によって今国会(2016年)に協定批准案と関連法案を提出する事態を懸念した呼びかけ人のアジア太平洋資料センター長の内田聖子は、“アメリカなどTPP参加国は協定内容が国益になるのか、期間をかけて検討の準備をしているのが実態だ…日本の安倍内閣はすぐ国会で通そうとしている。許してはいけない”と述べた。また全労連の橋口紀塩事務局次長は、“自治体が地元業者への優先発注ができなくなる”と指摘し、農民連の齋藤敏之常任委員は、“輸入しやすくするため残留農薬基準を甘くし、遺伝子組み換え表示をアメリカ企業がなくそうとするのがTPPだ”と述べた(3月1日赤旗)。

②④総務省が3月1日発表した「家計調査」によれば、一世帯当たりの消費支出が38万973円となり、実質で前年同月比3.1%下落した。

⑤それは安倍経済政策が、所得を抑え、社会保障負担を増やし、労働賃金は抑えるものであることから消費が落ち込むのは当然である。

内閣府が2月に発表した企業行動アンケートでは、今後5年間の実質経済成長率見通しが1.1%となり、前年度比0.3ポイン

ればならない。

②このことを一応の結びとして「TPP とくらし」の問題に入ることにする。

ト減となり、安倍政権下で最低になったとされているのは当然である。

⑥経済を冷え込ませ、大企業の利潤は高くし、消費を抑え込むアベノミクスの経済政策が大きな誤りを犯しているのである(3月2日赤旗)。

③3月11日、第47回重税反対全国統一行動(同実行委員会主催)が全国各地で行われた。実行委員会事務局団体全商連国分稔会長の述べたことを要約して紹介する。

① 非正規が増え、労働者の賃金は減り、消費不況が続いているうえに、8%の消費税が重くのしかかっていること、

② 政府、日銀は円安・株高のみに固執し、実現性の乏しい新三本の矢、さらにはマイナス金利を導入したが、株の乱高下など、不安定を一層助長しているだけであること、

③ 莫大な内部留保を貯め込んだのは大企業のみであること、

④ その上、消費税率を10%にされたら廃業しかないという声が巷にあふれていること、

⑤ 今国会で審議されている軽減税率は、8%の据え置きを「軽減」と吹聴するのはごまかしであり、増税であること(一世帯当たり6万2千円の増税)、

⑥ 軽減税率をセットにして2021年から導入を狙う「インボイス」は、免税業者500万人以上が取引から排除され、倒産のおそれが生ずること、

⑦ 国民の目をごまかして、経済主権を

売り渡す TPP,社会保障と労働法の改悪など安倍政権の暴走は目に余ること、

⑦ 損害賠償、原発ゼロ、再生可能エネルギー活用と「安心して生きられる日本」を強く要求していくこと、

⑧ 野党共闘が新しい局面となることを期待すること、

以上が国分氏の話の要旨である（3月3日赤旗）。

④ つまり安倍内閣の経済政策の行き先が賃金低下であり、株の乱高下による大企業や大株主の巨大な利潤の獲得であり、消費税と軽減税率の名を借りた増税であり、倒産企業の増加である。

それを改革できるのは、市民の力をバックにした野党共闘である。

⑤ 3月3日、衆院予算委に於いて、小池晃委員（共産党）は、“安倍政権が年金積立金の株式運用を拡大し、巨額の損失を出していることにつき、アベノミクスの株価維持のため国民の老後年金を食いつぶすことは許されない……介護保険でも、財務省が「要介護1,2の人の生活援助サービスを原則自己負担にするよう求めている…首相

の掲げる「介護離職ゼロ」にも逆行している……消費税は増税し、社会保障は改悪する。これでは日本経済も財政も破壊される”と述べ、安倍政権を批判した。

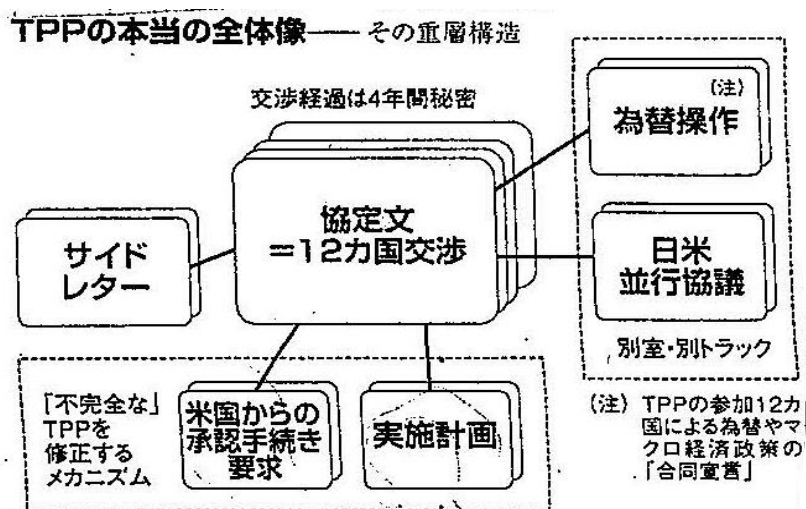
これに対し、安倍首相は、予想以上に消費が落ち込んだのは事実と認めたとうえで、“リーマンショックや大震災級の事態が起こらない限り、消費税を引き上げる”と答弁したのである（3月4日赤旗）。

(二) 3月8日、安倍政権は、TPP 本体の承認案と関連法案（農林水産分野4件、その他7件の計11件をまとめた一括法）を閣議決定し、国会に提出した。

この TPP の全体像については、『経済』2016年6月号の座談会「TPP 協定文徹底検討」（『経済』2016年6月号）が分析している。それを参考にして、TPP の隠された危険な本質について述べたい。

① まず TPP の全体像について、右座談会で内田さんが述べていることを要約することにする。

② TPP の全体像は重層構造になっており、次のような構図になっている。



㊤ もとものの TPP の協定文は英文原文で 6547 頁あり (8000 頁という説もある)、付属文書、二国間で交わした「サイドレター」など公表されていない部分がどれだけあるか分からないこと、政府が訳を出したのは 1～30 章の条文、日本に関する付属文書など約 2000 頁があること、つまり 3 分の 1 にも満たず、しかも全体の日本語の正文もないこと、㊤日本に関する協定文部分だけでは、協定文の評価には不十分であること、㊤交渉経過は、4 年間秘密になっているので、署名に至る条文の履歴が分からないこと、㊤協定文だけでは、本当の全体象がつかめないこと、前掲図のように真ん中に協定文そのものがあり、それを補強するものとしての「サイドレター」と呼ばれる二国間取り決めの文書も全部公開しているか分からないこと、㊤日米間では「日米平行協議」「実施計画」「承認手続き要求」といった幾重にも協定文を補強する存在があること、「日米平行協議」は日本が TPP 交渉に加わる条件として米国の要望に沿う形で 2013 年から二国間の協議が続けられ、非関税障壁の保険、自動車関係、食の安全安心に関わる内容が含まれていること、㊤「承認手続き」と「実施手続き」は、10 月の大筋合意の際、各国の反発を抑え込むため「曖昧」にしたり、部分的に譲歩したことがアメリカはじめ各国議会、国内団体から激しい突き上げが起こっているが、しかし各国政府は再交渉や協定文を変えることは絶対に避けたい、そこで協定を具体化する「実施計画」という仕組みで、新たな要求を認めさせようとするものであること、㊤TPP の問題点は自由化に向けての「エンドレスゲーム」であり、「関税ゼロ」と「非関税障壁の撤廃」

に向かって国内の規制改革が続くこと、㊤この自由化の道の逆戻りはできず、要は「アメリカン・ルール」の貫徹に向けていかに投資家の利益を最大化するかを目的としてそれがベースになっていること、㊤「規制の整合性」という概念が TPP に盛り込まれて、様々な意思決定メカニズムに外国の投資家の意思が反映する方向で規制改革することを盛り込んでいること、㊤各参加国は、その内容について議論の最中であり、日本だけが各国より先に早々と批准を決めてしまうのは異常であること。

以上が内田聖子さん (NPO アジア太平洋資料センター長) が述べていることの概要である。

㊤ 以上を総論として、TPP 協定文の各分野ごとに、農業、医療、サービス、貿易、TSDS 条項 (紛争解決条項)、の各分野について報告がなされた。

その要旨の結論を私なりにまとめれば次の通りである。

㊤農業分野では、エンドレスに市場が開放され、全品目が関税ゼロになり、日本農業の壊滅的打撃を受けること、㊤医療分野では、巨大製薬会社が高利益を得、患者は高負担を強いられること、㊤サービス、貿易分野ではアメリカ式ビジネスルールが貫くこと、㊤ISDS 条項 (投資家・国家間紛争解決条項) には、公平性、中立性に疑問があり、また ISDS で儲ける「ISDS ビジネス」が、世界的に有力な法律事務所や弁護士が、多国籍企業を母国政府のための「ISDS ムラ」をつくり、マッチポンプ式に利益収奪構造が出来上っていること。

㊤以上紹介してきたことから学ぶべき点は何か。

④TPPとはアメリカによるアメリカのための利益を守る経済協定であること。

⑤TPPとは日本の農業をはじめ全産業をアメリカに売り渡すものであること、

⑥TPPとは、経済的、生活的不利益を人民に転嫁するものであること、

⑦アメリカの経済的かつ政治的代理人は安倍内閣であること、

⑧TPPに対する闘いは、日米軍事同盟強化と戦争法反対運動と一体不可分であることである。